

小山市休日保育事業のご案内

休日保育事業は、日曜・祝日に、保護者の方が就労等のため、お子さんを家庭で保育することができない時に、保育園等でお預かりする事業です。



◆ 対象となるお子さん ◆

利用できるのは、次の1・2の両方に該当するお子さんです。

1. 小山市に在住で、保育の必要性の認定を受けている
または、小山市外に在住で、小山市内の認可保育施設に入所している
2. 保護者の方(全員)が就労等のため、日曜・祝日に家庭で保育が受けられない

◆ 利用の方法 ◆

申請し、休日保育が必要と認定を受けたのち、実施施設に予約をしてください。

【申請手続】

- 提出書類
- ①保育所等における休日保育申請書(様式第1号)
 - ②日曜・祝日に出勤することを証明できるもの
 - ・保育所等における休日保育事業利用申出書(様式第2号)
 - ・職場において発行される勤務シフト表 など

提出先 保育課または在籍する保育所(園)・認定こども園

【予約方法】

利用許可決定後、実施施設「こぼとキッズ」に直接ご連絡ください。
利用を希望するお子さんが多い日は、お預かり出来ないこともありますこと、ご了承ください。

実施施設 「こぼとキッズ」

住所:小山市出井1931-1 TEL:0285(25)2815

実施日時 日曜日および祝日(※12月29日から1月3日を除く)

午前7:00~午後6:00



【お問い合わせ】

小山市役所 保育課
TEL:0285(22)9639